



発行所 西原村役場
電話(09894)5-5011~3
印刷 西原印刷

村の世帯・人口
(昭和52年3月末日現在)

世帯数	3,411
人口	14,702
男	7,502
女	7,200

3月の人口移動

出生	32	死亡	4
転入	141	転出	65
婚姻	21	離婚	1

昭和五十二年度施政方針

対話行政で住民福祉の増進を

はじめに

本日ここに昭和五十二年三月定例会を迎えるに当り、村政執行に對する所信の一端と施策の基本方針を申し述べ、村民のご理解と議員各位の一層のご協力をお願いいたします。

私三度村長に就任して村政の職責を痛感し、決意を新たに村政発展に全力を傾注してまいりたい所存であります。

さて、我が国の経済は四八年末の石油危機に端を発し、不況は長期化の様相を呈しております。反面地方財政をとりまく環境は厳しい状況にあるうえに、本村おかれては、極めて困難性を伴いつつ、極めて苦境におこまれている現状であります。

とくに本県は、海洋博後における経済落ち込みや雇用情勢の悪化という要素が重なり、財政について



方針を述べる宮平村長

は本年も地方債に依存せざるを得ない異状な状態にあります。

かかる悪条件のもとで、国県補助事業の裏負担は可能な限り起債を確保し、自主財源を単独事業に振り向けるという措置を講じ行政水準を確保し向上せしめるとともに住民福祉の増進に努力いたします。

私は、今後も村政の運営に当たっては、対話行政を基調とした住みよい環境づくりと諸施策を強力に推進する決意であります。

一、住民福祉の向上

低経済成長下にあつて、厳しい財政状況の中で福祉行政を推進することは、極めて困難性を伴いますが、住民のボランティア活動、各種団体等の協力も得て、住民福祉の充実を重点施策として推進する所存でございます。

先ず、村民の健康を維持、増進

するために、国民健康保険制度の運営強化を図るとともに、那覇救急診療所の運営負担金の予算措置を致します。又、昨年同様、村民運動会を実施し、村民の融和と健康増進を図りたいと存じます。

次に、老人福祉につきましては、昭和五十三年度に老人福祉センターの建設を予定しておりますので、今年度は、用地の選定、買収を行い年次の充実強化を図る考

えであります。

児童福祉については、経済事情の悪化に伴い夫婦共働きが増え保育に欠ける児童が年々増加する傾向にあり、その措置対策と保育所の運営強化を図ります。母子福祉につきましても、昨年から実施している母子栄養強化事業、幼児検診等を推進し、母子保健の向上を図りたいと存じます。

又、これまで準備を進めておりました村社会福祉協議会が、昭和五十一年十一月五日法人化されましたので、運営の強化を図り、福祉事業の推進を図りたいと存じます。

二、生活環境の整備

生活環境の整備については、これまで年次の、道路網及び排水系統の整備拡充を図って参りましたが、今年度は、村単独事業として、村道の拡中工事、部落内側溝、舗装工事を計画し又、国庫補



助事業としては、道路改良工事、準用河川改修工事等を計画し逐次整備を図る所存でございます。

交通安全施設につきましては、国道、県道の重点箇所信号機、横断歩道帯が設置されておりますが、今後も安全施設の増設促進を関係機関に要請を重ねて参ります。

又、村道、部落道の交通安全対策につきましても、ガードレール、カーブミラー、照明灯を増設する予定であります。

その他、生活環境を明るくし、防犯と青少年の健全育成を図る立場から部落内に年次的に防犯灯を設置する計画であります。

三、農業の振興

不況が長期化するなかで農業見直しが見られ、地域によってはUターン現象が出現しつつあるとい

え農業への危機感以前として払拭されず、農業問題は幾多の難問を抱え誠に憂慮にたえませ

議会だより

昭和五十二年度

第四回議会定例会より

去る三月十四日から二十五日に益その他の補てん財源と併せて一かけて、延べ六日間の会期で、昭千九百三十七万一千円余りとなつて、建設改良工事や企業債の償還を行った。

議案第一三二二号「昭和五十一年度西原村国民健康保険特別会計補正予算について」原案通り可決

議案第一三二二号「昭和五十一年度西原村国民健康保険特別会計補正予算について」原案通り可決

議案第一三二二号「昭和五十一年度西原村国民健康保険特別会計補正予算について」原案通り可決

議案第一三二二号「昭和五十一年度西原村国民健康保険特別会計補正予算について」原案通り可決

議案第一三二二号「昭和五十一年度西原村国民健康保険特別会計補正予算について」原案通り可決

議案第一三二二号「昭和五十一年度西原村国民健康保険特別会計補正予算について」原案通り可決

議案第一三二二号「昭和五十一年度西原村国民健康保険特別会計補正予算について」原案通り可決

議案第一三二二号「昭和五十一年度西原村国民健康保険特別会計補正予算について」原案通り可決

議案第一三二二号「昭和五十一年度西原村国民健康保険特別会計補正予算について」原案通り可決

議案第一三二二号「昭和五十一年度西原村国民健康保険特別会計補正予算について」原案通り可決

議案第一三二二号「昭和五十一年度西原村国民健康保険特別会計補正予算について」原案通り可決

議案第一三二二号「昭和五十一年度西原村国民健康保険特別会計補正予算について」原案通り可決

議案第一三二二号「昭和五十一年度西原村国民健康保険特別会計補正予算について」原案通り可決

議案第一三二二号「昭和五十一年度西原村国民健康保険特別会計補正予算について」原案通り可決

議案第一三二二号「昭和五十一年度西原村国民健康保険特別会計補正予算について」原案通り可決

議案第一三二二号「昭和五十一年度西原村国民健康保険特別会計補正予算について」原案通り可決

を改正する条例について一原案通り可決
これで統計調査員の報酬が三千円から三千五百円に増額されました。また文化財保護審議会の設置に伴う報酬及び費用弁償が改正された。

議案第一二九号「西原村職員定数条例の一部を改正する条例」原案通り可決
これで役場(村長部局)吏員が七十二人から七十四人に、幼稚園等の教員が八人から九人に改正された。

議案第一三三二号「昭和五十一年度西原村国民健康保険特別会計補正予算について」原案通り可決
これで、才入出とも三十五万五千円の補正減が行なわれ、昭和五十一年度の才入出予算総額は一億七千三百二十七万七千円となった。

議案第一三三三号「西原村文化財保護条例の制定について」原案通り可決
これで村内に存する文化財の保護が政策的に図られることになった。条文は全八章、四十九条からなるもので村内文化財の保護等に関して細目にわたる内容となっている。

議案第一三三三号「西原村文化財保護条例の制定について」原案通り可決
これで、一日でも早く文化財保護審議会の委員の選任が望まれます。任期は二九年。

議案第一三三三号「西原村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」原案通り可決
これで統計調査員の報酬が三千円から三千五百円に増額されました。また文化財保護審議会の設置に伴う報酬及び費用弁償が改正された。

議案第一三三三号「西原村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」原案通り可決
これで統計調査員の報酬が三千円から三千五百円に増額されました。また文化財保護審議会の設置に伴う報酬及び費用弁償が改正された。

基幹作目であるさとうきびは、国の価格政策によって所得補償方式価格より低く抑えられ、農家の生産意欲は減退し、栽培の粗放化、農地の遊休化現象がいまだに見られます。

係る農業の問題は、自治体のみでは対処しがたい問題が多く、国の抜本的な施策が望まれるわけでありますが、村としても、関係機関と提携して農業振興を図るべく最大の努力を致す所存でございます。

昭和五〇年度に農業振興地域の指定を受け、それに伴いまして昭和五十一年度に農業振興地域整備計画の策定もほぼ完了、五十二年からは、その推進に力を傾注し生産基盤の整備を図り近代化農業を積極的に押し進めていく所存であります。

さとうきびの振興については、さとうきび生産合理化緊急対策事業により新植の促進、病害虫の一斉防除を効果的に実施し生産の向上を図るとともに、都市近郊農業としての野菜、花き等についても栽培の奨励をしていきたいと思っております。

又、農業構造改善についても、農林漁業構造改善緊急対策事業の地域指定を受け、構造改善計画を策定し現在、県と調整中であり、それが認可されれば年次的に、農業近代化施設整備事業（共同畜舎三ヶ所、共同ビニールハウス、漁船漁具保全施設）を実施していくと考えております。

合せて次期構造改善事業についても、関係機関と密接な連携を図りながら強力に推進していくべき最善の努力を致す所存であります。

更に、ミバエ等特殊病害虫の防除についても、県の撲滅作戦と平行して定期的に防除を実施していく考えであります。

四、畜産の振興

畜産の振興については、これまで推進してまいりましたが特に養豚団地については、畜産振興と生産環境保全の立場から強力に推進する必要がある、農林漁業構造改善緊急対策事業の一環として昭和五十二年より実施する計画であります。

家畜防疫事業、家畜の改良増殖等についても従来のおりの施策を講じ、本村を沖繩の優良豚の生産地としてのキャッチフレーズで畜産農家の経営安定と所得の向上を図っていきたく存じます。

五、都市計画の推進

市街化区域における都市施設の整備を昭和五十二年を初年度として、都市下水道、児童公園事業等を実施し、住みよい村づくりを目ざして都市計画事業を強力に推進する所存でございます。

六、自然環境の保全と公害防止

自然環境の保全につきましては、開発行為等に伴う破壊の未然防止については、法律上の規制と相まって、行政面でも自然環境の保全と開発との調和をどう図るか、施策を講じたいと存じます。

又、公害防止につきましては、住民の健康保持と快適な生活環境を保全する立場から、これまで通り、行政指導、監視体制を強化して万全を期す所存でございます。

七、教育文化の振興

教育諸条件の整備拡充につきましては、これまで重点的に推進して参りましたが、本年度は、西原中学校のプール建設と西原幼稚園の学級増に伴う園舎の新築及び坂田小学校用地の未購入地の買収等を行い教育条件の整備を図りたいと存じます。

又、社会教育の振興を図るため、昭和五十三年に中央公民館の建設を予定しておりますので、その用地選定、買収を行う考えであります。

貴重な郷土の文化財、民俗芸能を保存し、それを享受し、さらに後世に伝えるために、条例を制定し、文化財審議委員会を設置するとともに、芸能文化祭、盆踊り等を実施し芸能文化の振興を図ります。

又、公衆衛生につきましては、住民の健康保持と快適な生活環境を保全する立場から、これまで通り、行政指導、監視体制を強化して万全を期す所存でございます。

八、執行体制の確立

資源有限時代に移行し、低迷を続ける経済情勢下での市町村の行政運営は、ますます厳しさを増しておりますが、反面、住民要求は多種多様化し、その対応に苦慮致しておりますが、行政コストの低減、職員の志気の向上、行政機構の総点検等を行い、住民サービスの向上に努めたいと存じます。

以上、昭和五十二年の村政執行の基本施策について申し述べましたが議員各位のご理解とご協力を賜わり、提出致しました諸議案が慎重にご審議され、すみやかに決議され、これをもとにして各種の事業が執行され、所期の目的が達成されますよう懇願し、ごあいさつと致します。

昭和五十二年三月十四日
西原村長 宮平 吉太郎

資源有限時代に移行し、低迷を続ける経済情勢下での市町村の行政運営は、ますます厳しさを増しておりますが、反面、住民要求は多種多様化し、その対応に苦慮致しておりますが、行政コストの低減、職員の志気の向上、行政機構の総点検等を行い、住民サービスの向上に努めたいと存じます。

以上、昭和五十二年の村政執行の基本施策について申し述べましたが議員各位のご理解とご協力を賜わり、提出致しました諸議案が慎重にご審議され、すみやかに決議され、これをもとにして各種の事業が執行され、所期の目的が達成されますよう懇願し、ごあいさつと致します。

昭和五十二年三月十四日
西原村長 宮平 吉太郎

資源有限時代に移行し、低迷を続ける経済情勢下での市町村の行政運営は、ますます厳しさを増しておりますが、反面、住民要求は多種多様化し、その対応に苦慮致しておりますが、行政コストの低減、職員の志気の向上、行政機構の総点検等を行い、住民サービスの向上に努めたいと存じます。

以上、昭和五十二年の村政執行の基本施策について申し述べましたが議員各位のご理解とご協力を賜わり、提出致しました諸議案が慎重にご審議され、すみやかに決議され、これをもとにして各種の事業が執行され、所期の目的が達成されますよう懇願し、ごあいさつと致します。

昭和五十二年三月十四日
西原村長 宮平 吉太郎

資源有限時代に移行し、低迷を続ける経済情勢下での市町村の行政運営は、ますます厳しさを増しておりますが、反面、住民要求は多種多様化し、その対応に苦慮致しておりますが、行政コストの低減、職員の志気の向上、行政機構の総点検等を行い、住民サービスの向上に努めたいと存じます。

以上、昭和五十二年の村政執行の基本施策について申し述べましたが議員各位のご理解とご協力を賜わり、提出致しました諸議案が慎重にご審議され、すみやかに決議され、これをもとにして各種の事業が執行され、所期の目的が達成されますよう懇願し、ごあいさつと致します。

昭和五十二年三月十四日
西原村長 宮平 吉太郎

望まれる 村内の文化財の発掘、保存

三月の定例議会で西原村文化財保護条例が制定され、それにも規定による指定を受けた文化財及び西原村文化財保護審議会の設置の方向も決り、いよいよ、今まで文化財の発掘保存がおくれがちになっていた状態が解消されることになり、多くの村民から寄せられる期待も大きい。

今後は村教育委員会を中心に村内の文化財の保存、発掘されることになり、村民の各方面での協力も得なければならぬことと見られます。そこで今回制定された文化財保護条例及び文化財保護審議会条例について四回程のシリーズとして御紹介します。

第一章 総則

第一条 この条例は、文化財保護法（昭和二十五年法律第二十四号、以下「法」という。）第九十

八条第二項の規定に基づき、法の規定による指定を受けた文化財及び西原村文化財保護審議会（昭和十七年沖繩県文化財保護条例第二十五号、以下「県条例」という。）の規定による指定を受けた文化財以外の文化財で西原村（以下「村」という。）の区域内に存するものうち、（一）の区域内に存するものうち、（二）の区域内に存するものについて、その保存及び活用のため必要な措置を講じ、もって村民の文化的向上に資するとともに、我が国の文化の進歩に貢献することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例で文化財とは、法第二十一条第一号から第五号までに掲げる有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物及び伝統的建造物群をいう。

第三条 西原村教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、この条例の執行に当たっては、関係者の所有権財その他の財産権を尊重するとともに、文化の保護その他の公益との調整に留意しなければならない。

（次号へ）

資源有限時代に移行し、低迷を続ける経済情勢下での市町村の行政運営は、ますます厳しさを増しておりますが、反面、住民要求は多種多様化し、その対応に苦慮致しておりますが、行政コストの低減、職員の志気の向上、行政機構の総点検等を行い、住民サービスの向上に努めたいと存じます。

以上、昭和五十二年の村政執行の基本施策について申し述べましたが議員各位のご理解とご協力を賜わり、提出致しました諸議案が慎重にご審議され、すみやかに決議され、これをもとにして各種の事業が執行され、所期の目的が達成されますよう懇願し、ごあいさつと致します。

昭和五十二年三月十四日
西原村長 宮平 吉太郎

資源有限時代に移行し、低迷を続ける経済情勢下での市町村の行政運営は、ますます厳しさを増しておりますが、反面、住民要求は多種多様化し、その対応に苦慮致しておりますが、行政コストの低減、職員の志気の向上、行政機構の総点検等を行い、住民サービスの向上に努めたいと存じます。

以上、昭和五十二年の村政執行の基本施策について申し述べましたが議員各位のご理解とご協力を賜わり、提出致しました諸議案が慎重にご審議され、すみやかに決議され、これをもとにして各種の事業が執行され、所期の目的が達成されますよう懇願し、ごあいさつと致します。

昭和五十二年三月十四日
西原村長 宮平 吉太郎

資源有限時代に移行し、低迷を続ける経済情勢下での市町村の行政運営は、ますます厳しさを増しておりますが、反面、住民要求は多種多様化し、その対応に苦慮致しておりますが、行政コストの低減、職員の志気の向上、行政機構の総点検等を行い、住民サービスの向上に努めたいと存じます。

以上、昭和五十二年の村政執行の基本施策について申し述べましたが議員各位のご理解とご協力を賜わり、提出致しました諸議案が慎重にご審議され、すみやかに決議され、これをもとにして各種の事業が執行され、所期の目的が達成されますよう懇願し、ごあいさつと致します。

昭和五十二年三月十四日
西原村長 宮平 吉太郎

水は限られた資源、節水に協力しましょう。



石垣の御殿内

飛ばたけ若人

今年も25人の青年教室生の修了者

昨年の六月から開設された昭和五十一年度の西原村青年教室は、延べ七十四時間余の学級活動を終え、去る三月三十日に二十五人の修了生を送り出す閉講式を行いました。

村の将来を担う若者たちが、こうして青年教室で集い自らを高め、仲間づくりに励む姿は頼もしい。

昭和五十一年度の教室活動をふりかえって見ると、各月ごとにテーマを設けて活動していることが注目されます。友をつくる第一歩（六月）、健康な心を養おう（七月）、健康な体を養おう（八月）郷土のよさを知ろう（九月）、廃品を大切に（十月）、郷土芸能を身につけよう（十一月）、今年をふりかえって（十二月）、郷土の



味を知ろう（一月）、と若者たちの探求心の旺盛さがうかがえます。とりわけ教室活動のしめくくり

村婦人総会開かれる



活発な地域活動を行っている本村婦人会（大城静子会長）では去る四月三日、村役場ホールで総会を開きました。

その日は二〇〇人近くの会員が集り、婦人会々員が関心の高さを示しました。過去一年の活動の報告をはじめ決算報告がなされ万場一致で承認されました。

その後新年度の予算、行事計画会則改正等が提案され原案通り決定されました。

新年度に向けての執行体制は大城静子会長二カ年目の任期に入りました。

今年も、七つの努力目標

- ①婦人の地位向上を計り、魅力ある婦人会の雰囲気づくりに努める
- ②支部活動の強化を計る
- ③健康管理の推進
- ④新生活運動の推進
- ⑤環境整備の強化
- ⑥社会福祉の増進
- ⑦青少年健全育成への助成

一をかねて活発に活動する婦人会の体制は充分のよう。

すでに活動の一環としての支部巡回が次の日程で行われており、大きな成果が期待されます。

第五回村老人クラブ大盛況

日 程		日 程	
月日	曜日	月日	曜日
4月12日	火	5月24日	火
14日	木	26日	木
16日	土	28日	土
19日	火	31日	火
21日	木	6月2日	木
23日	土	4日	土
26日	火	7日	火
28日	木	9日	木
5月7日	土	11日	土
10日	火	14日	火
12日	木		



役名	村老連役員名	行政区
会長	玉那覇 馨	小那覇
副会長	安座間 盛徳	徳佐田
監事	金城 澄	安室
大波 静	兼久	
大城 秀	小橋川	
伊波 賢	小橋川	
石原 哲	仲伊保	
稲福 友	上原	
事務局		

西原小学校創立以来わたしたちPTAは、こどもたちの教育を進め、不備を要する全面的に学校に協力をしてきました。しかし、学校の現状をみると必ずしも充分な教育の場としての施設や環境ではありません。一日もゆるがせにできない義務教育において、われわれPTA会員は自らの姿勢を正し、さらに努力を重ねるとともに、つぎの事項の早期解決と実現を、関係当局に対し強く要請する。

決 議

- 一、義務教育費の増額
- 二、校舎建築のために撤去された施設、設備の復元
- 三、校地内外の排水溝の整備
- 四、バスカン（配膳）の完全使用
- 五、学校図書館の建設
- 六、交通安全および公害防止対策の強化
- 七、青少年の健全育成の推進
- 八、不良マスコミの追放と優良図書テレビの積極的活用以上決議する

昭和五十二年四月二十三日
西原小学校PTA総会
西原村議長 殿
西原村教育長
西原村議事録

城 間 ひろみ

最後をしめくくるこのレポート、何を書いて良いやらとても悩みました。

ふり返って見ても今まで何を学んだのか強く心に残った事はなかったように思います。陶器、テーブルマナー、宿泊研修と考えたら、いろいろとやっては来たけれど、何かが足りないように思っています。

それは「輪」ではないだろうか？

毎週々、顔を合せてもゆっくり話した事がない人もいるし、いつの間にか来なくなった人達、理由はそれぞれあるでしょうが盛り上がりがなく、とけ込みにくいムードの為に来なくなった人達も中にはいるのではないのでしょうか。

私が思うに、現在の教室は、あまりに教室長、教室主事を頼りすぎて自分達の教室であるという事をわすれてしまったような気がするので、そうなるなら教室長は疲れてしまし、私達は他人言のようになんか考えるようになり、それと同時に自分はいなくてもいいという気が起って来るのではないのでしょうか？

中には意見を出したくても気が弱くて言えない人もいるかもしれせん。そういう人達の気持ちをやらわらげる工夫というのが変わってきたような気がします。場所にとだわらず、たまにはリラックス

西原小PTA（新川雅博会長）では、去る四月二十三日、午後二時から昭和五十二年年度のPTA総会を開きました。

総会には百人余の会員が参加し、昭和五十二年度におけるPTA活動について活発な討論を行いました。審議は①昭和五十一年度の決

算報告並びに監査報告と承認②会則の一部改正③役員改選④昭和五十二年年度活動計画の承認⑤昭和五十二年年度予算の承認⑥要請決議⑦と六議案について活発な意見交換が行われました。

役員改選では、現新川雅博会長の留任が決まり、副会長に宮平昌治さんの貢献を称えて、感謝状が贈呈され、万雷の拍手を受けました。

宮平村長外來賓のあいさつの後、総会は閉会され、その後、引き続き余興に移り、各単位老人クラブの十八番が紹介され、心ゆくまで楽しい一日を過ごしました。

同じ仲間だ輪をつくれ……と元気いっぱい活躍する老人クラブの会員の皆さんの姿が、今年もいたる所で見られそうです。

大先輩の皆さんのエネルギー的な活動は、まさに生きた教訓ともいえ、村民の寄せる期待も大きいです。

西原小PTA（新川雅博会長）では、去る四月二十三日、午後二時から昭和五十二年年度のPTA総会を開きました。

総会には百人余の会員が参加し、昭和五十二年度におけるPTA活動について活発な討論を行いました。審議は①昭和五十一年度の決

農薬散布は

健康管理上、とくに要注意

農業の近代化は、めざましく、近年は、本村でも質的に高い農業へと転換されつつあります。その主役は、何と言っても高性能の農業機械や、効果のすぐれた肥料や農薬等で、その近代農業に果している役割は、きわめて大きいものがあります。

その中の農薬の使用については、日は、考えてみたいと思います。農薬は、近年低毒性になりつつありますが、農薬中毒の件数はあきらかに多くなっています。ところで、農薬散布をする時のみなさんの服装はどうなっているのでしょうか。

普通農作業衣(木綿か化繊)のまま、防除具(メガネ、帽子、手袋、保護クリーム)等の着用、使用をしていないのでは……。やもやすると、農薬の害については知っていても、その恐ろしさについては、あまり知られていない

いようです。

では農薬の人体におよぼす作用と農薬の種類について次に考えて行きます。

皮膚かぶれ(ダイホルタン)、目の疾病(クロールピクリン、ブラストサイジン)、中毒(ニソソール、エンドリン)、過敏症(ダイホルタン、ダイセン、トリアジン)

以上のような疾病が考えられます。前述のような商品名の外に、成分は同じ商品名が異なる農薬が現在使用されているかも知れませんが、疾病については、同じものと考えてよいでしょう。

疾病の内容を見ますと、特に有機リン剤による眼症として、両眼視力低下(九十八パーセント)、周辺視野狭窄(九十五パーセント)が多いといわれます。農薬は皮膚、気管(経気道)等から体内へ入ることが多いのです。

が、特に吸入で一〇〇パーセント体内に侵入すると言われていますので、マスクをしないでの農薬散布は危険です。

次に中毒の種類を見ますと、①急性中毒―散布中あやまって飲む時②慢性中毒―蓄積効果、残留毒性―等が考えられます。

急性中毒は、手当が早ければ、健康回復も早いと言われますが、蓄積効果や残留毒性による慢性中毒にかかると、完全に農薬使用をやめないうちに健康回復は遅いしむつかしいと言われます。

農薬による疾病を防ぐには、散布時の栄養状態や注意事項(農薬布前日には、十分な睡眠と、飲酒をさげ、体のコンディションを整えること、散布中にタバコをすわないこと、涼しいうちに散布すること)等を守ることが大切です。又、誤飲を防ぐ為に農薬保管庫の整備をすることも大切です。

農薬の使用の際は、めんどくさがらずに、農薬防除衣、防具の整備、安全使用基準を守ることが大切です。このことを裏付けする農薬散布実験が隣接の浦添市で行われました。

第1表 日本における農薬障害発生件数

年別	農薬中毒の臨床例			発症原因別		障害疾病別	
	報告医療機関	男	女	発生原因	臨床例数	疾病	臨床例
45	30	92	86	散布中	567人(62.8%)	急性中毒	385人(42.6%)
46	33	108	70	散布後	146(16.2)	皮膚障害	405(44.9)
47	31	115	92	誤飲	44(4.9)	眼障害	72(7.9)
48	27	94	72	自殺・未遂	113(12.5)	咽喉頭障害	6(0.7)
49	28	76	98	その他	33(3.6)	肝障害	5(0.6)
計	149	485	418	計	903(100.0)	計	903(100.0)

(注) 日本農村医学会発要旨(昭和51年11月)

実験方法は、施設ビームで繁茂して伸びている(一九〇〜二〇〇センチ)ほ場を選定し、動力噴霧機使用、散布時間、十五分を設定し、水に食紅を混合して、身体への附着状況を調べるといいます。

結果は、両足の太モモの部位、両袖(二のうでの部位)にかなりの附着が見られた。

草大の伸びた作物の場合、農薬が接かかると言うより、二次的附着(作物についた農薬が人体に接する)の方が多くみられた。

二次的附着とは言え、体に附着した事には変わりなく、防除衣全体がぬれている状態となります。

農家の皆さんが使用している普通作業衣ですと、ぬれて湿るし、農薬の浸透作用で皮膚への附着をたすけることとなります。

実験の中で、マスクに特に多く附着している状態は驚きです。農家の中では、ハウスでの散布の際雨具を使用し、マスクにはタオルやガーゼマスクを使用しているとの事ですが、これでは危険だと

言うことがわかります。防除衣から露出している手や顔の部分(目も含めて)の保護がなされていないし、今後は、その部位の保護も必要であることがわかります。

こうした実験等も加えて言えることは、農薬散布の際、防除衣と防具の使用は自らの健康管理上絶対に必要であり、徹底して守る必要があると言いうことですが、その場合でも、常に防除衣あるいは防具の正しい使用と管理についてうけつけです。

それだけに農家の方々が、相互に研究し合い、意見を交換し合う中から農業技術の改善、増産が図られることが望ましいわけで、そのためにも、色々と御相談することをおすすめします。

本村の担当の方は、皆さんです。担当課は産業課です。

五月の農業

- 種まき―夏きゅうり、ニラ、ようさい(ウンチエ)、カラシナ(シマナ)
- 植え付け―ねぎ、葉ちしや、バナナ、パパイヤ
- 手入れ―株出さとうきび(おそものは根を切らないよう)
- 施肥―いも、きゅうりの中耕、施肥
- ハウス利用夏野菜植付準備
- 病害虫の防除―さとうきび(黒穂病、コバネナガカメムシ、メイチュウ、タカラマルカメムシ、メンガチャウ)、キャベツ(モンシロチョウ)、さつまいも(テングス病、アリモドクゾウムシ、イモサルハムシ)、のねずみの駆除

五月の行事

- 一日：メデー、大旗撲滅運動月間
- 三日：憲法記念日(公休日)
- 五日：子供の日(公休日) 児童福祉週間
- 八日：母の日
- 十日：愛鳥週間
- 九日・十三日：第一回さとうきび黒穂病防除予防祭
- 十四・十五日：スポーツ少年団、リーダー研修
- 十五日：沖繩本土復帰五周年
- 十六日・二十日：第二回さとうきび黒穂病防除抜き取り
- 二十日：交通安全〇の月運動
- 二十二日：婦人運動会
- 二十二日：村商工会総会
- 二十四日：社会の風紀、環境を浄化する運動
- 二十八日：坂田P.T.A総会



愛鳥週間

私たちの生活の場に小鳥などの生物が飛び交う姿は、まさに自然界の健全さをうかがうバロメータと言えましょう。小鳥たちが喜んで飛び交う姿が見えない生活環境はそれだけよくれているとも言えるわけです。ところで野

生の鳥獣の捕獲や飼養は、法律で規制されていることを知っておくべきです。野生の鳥獣は、狩猟鳥獣と保護鳥獣とに大別されます。キジバト、カラス、バン、イノシシなどは狩猟鳥獣で、それ以外(狩猟鳥獣以外)はすべて保護鳥獣です。狩猟鳥獣は一定の条件の下でその捕獲が許されていますが、メジロ、ウグイス、ヒヨドリなどの保護鳥獣の捕獲や飼養は原則として禁止されています。

しかし、愛玩飼養、学術研究、有害鳥獣駆除等の特別の理由がある場合は、環境庁長官又は知事の許可を得て、その捕獲や飼養ができます。捕獲許可又は飼養許可を得ることなく、保護鳥獣を捕獲したり、飼養したり、又は譲渡や譲受け

村老人クラブへ

三〇万円の御寄付
— 仲宗根太郎氏 —

去る四月二十七日、古希の祝いの喜びを村の老人の方々と分かち合いたいということで本村字翁長出身、那覇市繁多川三八五一九にお住いの仲宗根太郎氏から、本村老人クラブに金三〇万円の御寄付がありました。ご芳志に感謝を申し上げます。今後いっそうの御健康と御活躍をお祈り致します。

村役場電話案内

西原村役場 (09894) 5-5011~5013(各課共通)	(09894) 5-4934
水道課	5-4415
建設課	5-4533
厚生課	5-4729
教育委員	5-4935
給食センター	5-5005
協議会事務局	5-2567
西坂原田	5-5306
西坂原田	5-2568
西坂原田	5-5300

村役場人事異動紹介

新規採用の三人の職員を含め三月及び四月に行われた昇格及び

●は三月異動

配属課	職名	氏名	前任課
建設課	技手	幸地克政	新採用
水道課	書記	銘苺清光	資産課
住民課	係長	宮正和	教育委員会
衛生課	書記	新垣正祐	税務課
総務課	係長	米須洋子	議事事務局
総務課	書記	伊波清吉	建設課
総務課	書記	野田哲治	産業課
総務課	書記	城間美代子	建設課
総務課	書記	小川良夫	産業課
総務課	書記	呉憲孝	産業課
総務課	書記	上間明	産業課
総務課	書記	与田光順	産業課
総務課	書記	糸数善昭	選考管理委員会
総務課	書記	比嘉貞宗	選考管理委員会
総務課	書記	宮崎政昌	選考管理委員会
総務課	書記	宮崎盛光	選考管理委員会
総務課	書記	諸見幸子	選考管理委員会
総務課	書記	平良昌二	選考管理委員会

芳志御礼

去る四月十五日、宜野湾市字志真志七六七二の泉川寛さんから故泉川寛得さん典典返しとして、本村社会福祉協議会へ金五万円の御寄付がありました。故泉川寛得さんごめい福を祈ります。